

# 地方交付税制度の概要

## 1. 目的

- ・財源の均衡化(財源調整機能)・・・地方団体間における財政力の格差を解消
- ・財源の保障(財源保障機能)・・・行政の計画的運営が可能となるよう財源を保障

## 2. 性格

- ・地方の固有財源・・・本来地方の税収入とするものを、国が地方に変わって徴収する地方税
- ・地方の一般財源・・・国がその用途を制限したり、条件を付けたりすることが出来ない

## 3. 総額

- ・国税5税の一定割合・・・下記の合算額に一般会計からの加算等が財源  
所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%、地方法人税の全額

## 4. 種類

- ・普通交付税・・・財源不足団体に対し交付(総額の94%)
- ・特別交付税・・・普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付(総額の6%)

## 5. 交付時期

- ・普通交付税・・・4月、6月、9月、11月の計4回
- ・特別交付税・・・12月、翌年3月の計2回